

年次有給休暇の取得について、もっと促進をしていくべきだというふうに思います。

私もゼンセン同盟では、昨年オランダに調査団を派遣し、オランダ・モデルについての勉強をしてきました。それがそのまま受け入れられるというふうには思いませんけれども、かつてオランダも、日本以上に男は仕事、女は家庭という意識が非常に根強いといふうに聞いておりますが、それが、それぞれ〇・七五ずつ働き、〇・七五ずつ仕事にも家事にもシェアをして、夫婦が一・五働きという働き方をしたというオランダ・モデルをどういうふうに取り入れられるかということを参考にしながら、具体的な、日本の中でのオランダ・モデルの日本版というものをぜひ早急に、政府はもちろん、労使ともにつくつていければとうふうに思っています。

○中嶋参考人 全労連としても、今お話をありましたけれども、社会生産性本部の試算によつても、サービス残業比率が三五%もある。これをなくせば九十二万人の雇用が拡大をして、残業をなくせるというあたりをまずなくしていきたい。これについては、ことし四月に厚生労働省も、割り増し賃金未払いだと長時間労働をなくすための適正な労働時間管理を求める通達を出されたところであります。が、労働組合としても、まずサービス残業をなくし、そして残業をゼロにしていく。

現在、日経連の代表の方もおみえですけれども、そのためには、やはり職場で人員がふえないことには仕事が回りません。そうした点で、一方で過労死を生むような長時間労働があり、一方でこれだけ膨大な失業者があるという状態を改善し

ていくために、働くルールを確立することが大事だというふうに考えてあります。

とりわけ、パート、臨時、派遣などが今ふえておりますけれども、女性では四七%になつています。それらの労働者の均等待遇を求めていきたいというふうに思つてゐるところです。山田参考人 私もワークシエアリングは非常に必要な政策だと考えておりますけれども、欧米と違つて企業別組合の日本では、結構やり方が難しいという印象を持つております。

それから、他の参考人の方も指摘されましたように、ワークの意味が実はもつと本当はあるのではないかということです。サービス残業今はフロッピーリングという言葉が実はもつと本当はあるのではないかということです。サービス残業という言葉が実はもつと本当はあるのではないかということです。サービス残業とかネット残業という言葉をするようですが、そういったサービス残業が放置されている。やはりそういうふうに思つてます。

そして、まず一つには、今お話をありましたけれども、社会生産性本部の試算によつても、サービス残業比率が三五%もある。これをなくせば九十二万人の雇用が拡大をして、残業をなくせるというものは問題です。あるいはその意味で、時間外労働の規制等を抜きにして無前提にワークシエアリングというものはやはり問題ではないかと、いつたサービス残業が放置されている。やはりそ

ういうふうな問題ですね。ワークシエアリングのワークの意味を、もっと、どのくらい、本当に仕事がないのかどうかも検討した上で導入していただきたいと考えております。

○青山(二)委員 それでは、看護休暇が参考人の皆様から大きな話題として提案されましたけれども、私ども公明党も、何とかこの看護休暇はきちんと、努力義務ではなくて請求権みたいな形にしたいということはかねがね思つているところでございます。審議会におきまして、十六回ですか、半年以上の議論を重ねてここまで折り合つてきましたというふうなことでござりますが、秋元参考人の連合さんもその審議会の中に入つておられたと思うんですけども、この看護休暇を努力義務といふうんですね、非常に短く、もつとも聞くことがあります。

○秋元参考人 公明党が看護休暇十二日を公約に出ておりまして、非常に、そのことが今回

少し頑張つていただきたいというふうに思つています。

私も女性少年問題審議会のメンバーでした。看護休暇のことについては、使用者側、労働側、公務員の先生含めていろいろ話を進めてきたわけです。それらの労働者の均等待遇を求めていきたいというふうに思つてゐるところです。山田参考人 私もワークシエアリングは非常に必要な政策だと考えておりますけれども、看護休暇についての請求権は、最後まで、法案要綱の答申をしたときにも最後まで、看護休暇を請求権とするべきという意見は出させていたいたいた部分です。

多くの点については、それぞれ何とかまとめようということで御一緒に話し合いを進めてきて今まで法要綱ができましたけれども、幾つかの点については、先ほど私が述べさせていただきましたけれども、その点については最後まで労働側としては問題ありということで意見を述べさせていたいたいた部分です。

ぜひ、公明党が公約しているとおりに、早く、

当事者にとつては毎日毎日のことですから、待つたなしなので、今後早急にみんなが請求権として

どれれるようにお力を入れていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○青山(二)委員 大変ありがとうございますが、とも

ども頑張つてしまりたいと思ひます。

○棚橋委員長代理 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党、佐藤公治でございま

す。

本日は、お忙しい中お時間をとつていただきまして、ありがとうございます。審議会におきまして、十六回ですか、半年以上の議論を重ねてここまで折り合つてきました。非常に短く、もつとも聞くことがあります。

質問に際しては、本当に時間が十分ということは、非常に短く、もつとも聞くことがあります。

○佐藤(公)委員 佐藤公治でございま

う、山田参考人の方からもお話をございました。僕は、職場の環境整備、社会の意識もさることながら、最も大切なことは、家庭のあり方ということは本当に大事なことだと思います。

私がきょう皆さん方にお聞きしたいこと、きょう今この場で思ったことは、皆さん方におけるもとの中にある家庭のあり方、家庭の理想的なもの、考え方というものを簡単に二分ぐらいでお話しを願えればありがたいと思います。

非常に漠然として、抽象論、またこういう議論はこの場でするものではないかもしれません。でも、やはり家庭のあり方、おのおののにおける、やはり皆さん、グループでも、その中でも議論というのがあればあつたものを、なかつたらばないでも結構です。また、個人のおおのの考え方でも結構です。どういった家庭を持つ、そういう基本を持った上でこの両立支援を、この法律を考えいくのかということにおける基本的な考え方、理想の体系というか、大事な部分というのをお聞かせ願えればありがたいと思います。

皆さんにお聞きしたいので、二分ずつの御回答をいただきたいかと思いますが、山田参考人が二分答

えている間に皆さん二分の間考えておいていただ

いてお答えを願えればありがたく、よろしくお願ひを申し上げます。

○山田参考人 ある面で逆に非常に難しい御質問

ですけれども、私は、家庭のあり方は基本的には夫婦で決めることで、どういう生き方で、専業主婦の生き方であろうとそれはよろしいと思つんで

す。ただ、やはり、子供との関係で、親の生き方

が子供に影響を与えると思ひますので、そういう

意味で、基本的には女性も働き続けるということ

が大切ではないかと思ひますね。私の経験でも、

育児はかなり、家内が勤めているものですから、

保育園の送り迎えは専ら私がやつております

うんですかなんて言われたこともありますけれども

も。

今まで、労基法改正の中で女性の深夜業が解禁、開放された点がありまして、ここで御批判もあつたんですけども、私はかえって、やはり女性が少し男性の仕事、荷物を持つ、そうすると、男性も家事をしなければいけない。今までは女性が深夜業できないわけですから、その分、つまり、ある面ちょっと誤解を生ずる言葉ですけれども、女性保護規定は場合によつては家事をしない男性の保護規定でもある、女性の保護規定があるから男性は家事をしなくて済むという面もあるんじゃないかと思います。そういう意味で、やはり女性もどんどん仕事をしていくこと、もちろん、残業、深夜業がいいわけではありませんけれども、それをしていくことによって、家庭で男性が育児や家事を行うということが自然に行われてくるということがあります。

そういう意味で、今まで持つていていた仕事の荷物を少し女性が持つ、そのかわり男性が余りしていない家庭での女性の荷物を男性が持つ、こういうことが自然に行われるようになつてくれれば、大分、家庭の男女平等も達成できるんではないかと思います。

以上です。

○荒川参考人 私個人の意見になりますが、職業生活と家庭生活の両立のところで申し上げましたとおりのことでありまして、私は、職業生活のベースは家庭生活にあると思います。

家族のあるなしにかかわらずでありますと、仮に家族があるとすれば、職業生活があるといふのは、その家族があつて職業生活があるものといふぐらいの位置づけにしつかりなつていなければならぬし、家庭の活動というのが職業生活に反映されるるというぐらいなものだと私は思つております。

ですから、子供の養育あるいは家族の介護といったような象徴的な取り組みにつきましては、やはり仕事と家庭の両立という今言われております内容については、原点中の原点だらう。ですから、その中で役割分担を云々という話は、これは

超えたものだという形になるのではないかなと私は認識しております。

○秋元参考人 御質問ありました家庭のあり方は、全く個人個人の考え方だというふうに私は思ひます。

ある、いろいろな事情がありますが、やはり政治の原点は家庭だという考え方なんですね。そういう意味で、家庭ということを、皆さん方の一つのお考え方を聞かせていただきました。

聖域なき構造改革ということを今盛んに言われて、私たちもそのつもり、その考えはあります

○中嶋参考人 育児休業、介護休業の取得ですが、まず、私たちは、育児休業、介護休業というのを選択性の休暇でございますので、すべての労働者が休業するというふうには、それが一番よいというふうには考えていません。しかし、育児でいえば、乳児は自分の手で育てたいという労働者は大変たくさんおります。

全労連の調査で、とりたかつたがそれなかつた、もつととりたかつたけれども期間を短縮した、そうした人の理由は、これは育児休業手当金

10

100

2

1

1

• 10 •

213

三

43

10

12

14

• 14 •

2

○中嶋参考人 育児休業、介護休業の取得ですが、まず、私たちは、育児休業、介護休業といふのは選択性の休暇でございますので、すべての労働者が休業するというふうには、それが一番よいというふうには考えていません。しかし、育児でいえば、乳児は自分の手で育てたいという労働者は大変たくさんおります。

全労連の調査で、とりたかつたがとれなかつた、もつととりたかつたけれども期間を短縮した、そうした人の理由は、これは育児休業手当金が二五%のときのもので、今四〇%になりましたので変化があるかもしれません、一番は、収入が減つて経済的にこれないということが多うございました。第二には、職場が人員不足、代替要員がない、ぎりぎりの人員の中で長期の休暇がとりにくいといったことが挙げられていました。三つ目には、保育所の途中入所ができるないとか、上の子供の保育が切られるとか、保育制度の問題も挙げられておりました。

そうした点で、私は、まず、多くの人が育児休業をとつていただくためには、所得保障を引き上げること、そして業務量に見合つた人員増を行つてゆくことのある働き方ができること、そして保育の充実が必要だろうというふうに思っています。

介護休暇については、先ほども述べましたけれども、制度そのものが、対象者一人について一生に一回しかとれないという制度でございますので、大変とりにくうございます。そこをまず改善することが一番重要なのではないかということに思つています。

育児休業や介護休業をとつたことで不利益扱いされない、こうした制度になつて、一定の所得も保障される、そして職場でもみんなの意識変革も含めて制度がとれるということになれば、男性の取得もふえていくのではないかというふうに考えます。

○木島委員 荒川参考人にお聞きしたいのです
が、実は今の問題で私、先日、当委員会で厚生労

効大臣や局長に質問したのです。厚生労働大臣は、やはり一番大事なのは働く者の考え方だとおっしゃるのですね。それではまた局長も、職場の雰囲気などとおっしゃいます。先ほど荒川参考人は、この問題で、職場の意識改革が先決だとおっしゃいました。また、職場の人々の理解、やはり意識改革が基本的に必要なことだとおっしゃいました。私は、ちょっと違ったのじゃないか。もう時間がありませんから長話しませんが、やはり、今の日本の企業の中では、働く皆さんがこういう休暇をとろうと思つてもとれないような、大企業においては生産計画がきちっと組み立てられてしまっている。年次有給休暇もそうです、五割割つてしまつた、大問題ですか。こういう、五割ぐらいしか年休がとれないような前提にして生産計画が組み立てられる。ですから、労働者が年休をとらうとしても、介護休暇、育児休暇をとらうとしても、現実にそういう生産計画の中で、休めばほかの労働者に迷惑がかかる、ですか理解が得られないということになるのじゃないでしょうか。

中小零細企業の場合には、大企業との取引条件、もう待つたなしで、あすの朝までに納品しろ

とか、あるいは単価が安い。そういう現実の状況の中で、育休、介休、年休をとらうと思ってもとれない。現実の経済実態がやはり根本ではなくうかと私は思つてゐるのです。

やはり、意識というのは存在が規定するのじゃないか、そういう存在が意識をつくっていくのじゃないか。ですから、意識が根本じゃなくて、そういうありようを大企業が認めるということが、育休、介休の取得を前進させて、本当に家庭と職場を両立させる根幹じゃないかと私は思うのですが、荒川参考人、いかがですか。

○荒川参考人 私は、企業の生産計画をして、今先生のおっしゃられた、休暇あるいは休業の取得がままならなくなっている。そつちの方に問題であつて、意識ではないというお考えをされていましたが、今我が国の産業社会におきまして二つ

の観点が見えると思います。

一つは、産業自体の大転換を迫られております。好むと好まるとにかかわらず、グローバル化という大切な事態を、いかに産業の存続あるいは転換をしていくかというものが、すべて律せられるような形が産業社会にはあります。そういう中での産業活動、企業活動であるわけでございますので、そこには関係者の皆さんのおまざまな御努力が必要であるということは間違いないところであります。

しかし、それが決定的な要因かといいますと、私は、例えば育児休業、介護休業にとりまして

も、性的役割分担が社会全体にまだ根強くあり、社会全体の繁栄が職場という形でつくられ、そしてそこの中でいろいろな判断をするときの支援というものが大変足りない。その足りなさというの

私は、先生のおっしゃられたものにすべて否定をするつもりはございませんが、やはり、この育児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上で

ベーシックなものは、意識や環境の改革、転換とある、こういうふうに信じております。

〔棚橋委員長代理退席、委員長着席〕

○木島委員 時間がもうほとんど迫つておりますので、では、児童福祉法の改正法について一問だけ、中嶋参考人にお伺いします。

参考人は先ほど、本法案は公設民営の促進をうなづいておる、そして、その対象を営利企業にまで拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではないという陳述をされました。

実は昨日、東京地方裁判所で、ちびっこ園の業務上過失致死事件の初公判が行われました。御案

内のように、これは生後三ヶ月の乳児が同じベッドで寝かされていた別の児童の下敷きになつて圧死した、そういう痛ましい事件であります。私

りますと、このような事件がますますふえるのではないかと心配をしております。

しかし、政府は、十月二十六日の改革先行プロ

グラムで、この方向を推進しようとしてお

ります。

このよう

な流れをどう見るか。今、保育

で一番大事なものはどういう問題か。時間も来ておりますので、恐縮ですが、中嶋参考人から手短にお願いします。

○中嶋参考人 先ほども申しましたけれども、保育に営利企業が参入するということになると、コスト、當利追求の視点で保育所運営が行われると

いうことを懸念します。

今、木島さんがおっしゃいましたように、人件費を圧縮するということで、保育士の労働強化に

なる、そしてそれは、ひいては子供の発達の保障につながらないと思うところです。

私は、先生のおっしゃられたものにすべて否定をするつもりはございませんが、やはり、この育児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上でベーシックなものは、意識や環境の改革、転換とある、こういうふうに信じております。

○木島委員 ありがとうございます。

○中川(智)委員 社会民主党の中川智子です。

ほかの二人の参考人の皆さんには質問できませ

んでした。御容赦いただきまして、終わります。

○鈴木委員長 中川智子君。

まず最初に、山田参考人に二点御質問をしたい

と思います。

たつておる、そして、その対象を営利企業にまで

拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではな

いという陳述をされました。

私は一步前進だと思うのですが、育児休業、介護

休業を申し出たり取得したことによって不利益な

形で決められるんですが、その指針の中身、こ

れはやはり必要だということを一点お話し

たいたい。

また最初に、ではそれを願いいたします。

○中川(智)委員 もう一点、山田参考人に御質問

したいのです。

育休、介護休暇をとつた後、先ほど秋元参考

○山田参考人 今、中川先生から御指摘がありましたが、非常に微妙な問題で、どこまでを不利益扱い、禁止するかということが問題になると思います。

先ほど述べましたように、先ほどの東京高裁判決ではありませんけれども、先生方から御指摘がありましたように、昇格、昇給等について言つたら、基本的に、やはり子育てをしたり介護をするといふことは今非常に重要な社会的意味を持つている

わけで、その意味で、それを不利益扱いはしない。例えば昇進、昇格等について言つたら、一定の勤続年数要件がある場合については、育児や介護休業取得期間については出勤したもののみなす

ということを意味します。

今、保育に参入するということになると、コ

スト、當利追求の視点で保育所運営が行われると

いうことを懸念します。

今、木島さんがおっしゃいましたように、人件

費を圧縮するということと、保育士の労働強化に

なる、そしてそれは、ひいては子供の発達の保障につながらないと思うところです。

私は、先生のおっしゃられたものにすべて否定

をするつもりはございませんが、やはり、この育

児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上で

ベーシックなものは、意識や環境の改革、転換と

ある、こういうふうに信じております。

○木島委員 ありがとうございます。

○中川(智)委員 社会民主党の中川智子です。

ほかの二人の参考人の皆さんには質問できませ

んでした。御容赦いただきまして、終わります。

○鈴木委員長 中川智子君。

まず最初に、山田参考人に二点御質問をしたい

と思います。

たつておる、そして、その対象を営利企業にまで

拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではな

いという陳述をされました。

私は一步前進だと思うのですが、育児休業、介護

休業を申し出たり取得したことによって不利益な

形で決められるんですが、その指針の中身、こ

れはやはり必要だということを一点お話し

たいたい。

また最初に、ではそれを願いいたします。

○中川(智)委員 もう一点、山田参考人に御質問

したいのです。

育休、介護休暇をとつた後、先ほど秋元参考

人が

おっしゃいました。

○山田参考人 今、中川先生から御指摘がありま

したように、非常に微妙な問題で、どこまでを不

利益扱い、禁止するかということが問題になる

と思います。

先ほど述べましたように、先ほどの東京高裁判

決ではありませんけれども、先生方から御指摘が

ありましたように、昇格、昇給等について言つたら、基

本的には、やはり子育てをしたり介護をするとい

うことは今非常に重要な社会的意味を持つている

わけで、その意味で、それを不利益扱いはしな

い。例えば昇進、昇格等について言つたら、一定

の勤続年数要件がある場合については、育児や介

護休業取得期間については出勤したもののみなす

ということを意味します。

今、木島さんがおっしゃいましたように、人件

費を圧縮するということと、保育士の労働強化に

なる、そしてそれは、ひいては子供の発達の保障につながらないと思うところです。

私は、先生のおっしゃられたものにすべて否定

をするつもりはございませんが、やはり、この育

児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上で

ベーシックなものは、意識や環境の改革、転換と

ある、こういうふうに信じております。

○木島委員 ありがとうございます。

○中川(智)委員 社会民主党の中川智子です。

ほかの二人の参考人の皆さんには質問できませ

んでした。御容赦いただきまして、終わります。

○鈴木委員長 中川智子君。

まず最初に、山田参考人に二点御質問をしたい

と思います。

たつておる、そして、その対象を営利企業にまで

拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではな

いという陳述をされました。

私は一步前進だと思うのですが、育児休業、介護

休業を申し出たり取得したことによって不利益な

形で決められるんですが、その指針の中身、こ

れはやはり必要だということを一点お話し

たいたい。

また最初に、ではそれを願いいたします。

○中川(智)委員 もう一点、山田参考人に御質問

したいのです。

育休、介護休暇をとつた後、先ほど秋元参考

人が

おっしゃいました。

○山田参考人 今、中川先生から御指摘がありま

したように、非常に微妙な問題で、どこまでを不

利益扱い、禁止するかということが問題になる

と思います。

先ほど述べましたように、先ほどの東京高裁判

決ではありませんけれども、先生方から御指摘が

ありましたように、昇格、昇給等について言つたら、基

本的には、やはり子育てをしたり介護をするとい

うことは今非常に重要な社会的意味を持つている

わけで、その意味で、それを不利益扱いはしな

い。例えば昇進、昇格等について言つたら、一定

の勤続年数要件がある場合については、育児や介

護休業取得期間については出勤したもののみなす

ということを意味します。

今、木島さんがおっしゃいましたように、人件

費を圧縮するということと、保育士の労働強化に

なる、そしてそれは、ひいては子供の発達の保障につながらないと思うところです。

私は、先生のおっしゃられたものにすべて否定

をするつもりはございませんが、やはり、この育

児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上で

ベーシックなものは、意識や環境の改革、転換と

ある、こういうふうに信じております。

○木島委員 ありがとうございます。

○中川(智)委員 社会民主党の中川智子です。

ほかの二人の参考人の皆さんには質問できませ

んでした。御容赦いただきまして、終わります。

○鈴木委員長 中川智子君。

まず最初に、山田参考人に二点御質問をしたい

と思います。

たつておる、そして、その対象を営利企業にまで

拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではな

いという陳述をされました。

私は一步前進だと思うのですが、育児休業、介護

休業を申し出たり取得したことによって不利益な

形で決められるんですが、その指針の中身、こ

れはやはり必要だということを一点お話し

たいたい。

また最初に、ではそれを願いいたします。

○中川(智)委員 もう一点、山田参考人に御質問

したいのです。

育休、介護休暇をとつた後、先ほど秋元参考

人が

おっしゃいました。

○山田参考人 今、中川先生から御指摘がありま

したように、非常に微妙な問題で、どこまでを不

利益扱い、禁止するかということが問題になる

と思います。

先ほど述べましたように、先ほどの東京高裁判

決ではありませんけれども、先生方から御指摘が

ありましたように、昇格、昇給等について言つたら、基

本的には、やはり子育てをしたり介護をするとい

うことは今非常に重要な社会的意味を持つている

わけで、その意味で、それを不利益扱いはしな

い。例えば昇進、昇給等について言つたら、一定

の勤続年数要件がある場合については、育児や介

護休業取得期間については出勤したもののみなす

ということを意味します。

今、木島さんがおっしゃいましたように、人件

費を圧縮するということと、保育士の労働強化に

なる、そしてそれは、ひいては子供の発達の保障につながらないと思うところです。

私は、先生のおっしゃられたものにすべて否定

をするつもりはございませんが、やはり、この育

児、介護休業あるいは看護休業問題を考える上で

ベーシックなものは、意識や環境の改革、転換と

ある、こういうふうに信じております。

○木島委員 ありがとうございます。

○中川(智)委員 社会民主党の中川智子です。

ほかの二人の参考人の皆さんには質問できませ

んでした。御容赦いただきまして、終わります。

○鈴木委員長 中川智子君。

まず最初に、山田参考人に二点御質問をしたい

と思います。

たつておる、そして、その対象を営利企業にまで

拡大し、保育分野に市場原理を導入すべきではな

いという陳述をされました。

私は一步前進だと思うのですが、育児休業、介護

休業を申し出たり取得したことによって不利益な

形で決められるんですが、その指針の中身、こ

れはやはり必要だということを一点お話し

たいたい。

また最初に、ではそれを願いいたします。

○中川(智)委員 もう一点、山田参考人に御質問

したいのです。

育休、介護休暇をとつた後、先ほど秋元参考

次これを許します。松島みどり君。

す。

児童福祉法の一部改正案について御質問をさせさせていただきます。まず主任児童委員の問題について三點伺って、その後、保育施設の問題に移りたいと思います。

委員の皆さん、本当に、ほんのわずかな講習で、全くのボランティアで大変なお仕事をしていただいきまして、頭が下がる思いでいるところでござります。この児童委員について、主任児童委員の前に、まず児童委員について、ちょっと疑問に思つてゐることが一つござります。別をば、十七歳や十八歳のいらっしゃる非行少年、

そういう人たちが公園にたまるして、それからオートバイの暴走行為に出る。そんなような子供たちが、少年がいるということを聞きつけ、旧童委員の方がそこへ深夜出向いて家に帰るようすを諭したり、そういう例があるわけですね。怖い話をされることもあるでしようし、警察がなかなか対応してくれないからかわりにということもあるんだと思うんですけども。

法律で定めるということになつてくるんですが。主任児童委員、これは名称が主任といふのでちょっとと、普通、社会で主任といつたら偉い感じで、一般の人よりも偉い感じがするせいもあると思うんですけれども、現場でお伺いすると、これまで民生委員を兼ねて児童委員をやつてこられた一般の児童委員の方から見ると、ともすれば、何とか若い方が新しくついで、地域の実情もそんなに知らないのに、人数も一般の児童委員が全国で二十万人余り、そして一方の主任児童委員が今一万四千人余りでござりますから、少數のほつとなつた人が、資格要件がはつきり決まっていればいいですけれども、例えば子供会で活動していたとか、いいところでもあるでしようけれども、そういう割と柔軟に決められるようになつていてるのですから、何であの人たち、主任児童委員なんぞ偉いふうにぱっと来たんだろうと、もともとの児童委員の方にはそういう思いもある。

一方で、主任児童委員を選ばれた方の中には、新参者だからというので、何となく、地域によつては一番難用、お茶くみ今までさせられるとか、あるいは、地元により密着度が薄いのですから、地域の実情がわからないでちょっとと浮いた存在になつてしているとか、そういうこともある、もちろん地域ごとに違いますから一概に言えませんけれども、そういう問題もあると伺っております。

その中で、主任児童委員という、主任というタイトルを冠すると、専門とかだつたらまだわかるんですけれども、それは一体よかつたんだろうか、ということと、そして、これから研修をしつかり行つていくということですけれども、そういううまく地域で連携が図れるように、そしてまた問題点をなくすように、どんなねらいでどんな研修、どういう注意をしてやつていかれるかといふことを伺いたい。これが二つ目でございます。

児童委員について最後に質問なんですが、これは主任児童委員、児童委員両方、特に主任児童委員でござりますけれども、児童の虐待、子供に対する虐待、これは防止法もできましたが、これ

対する介入の権限でござりますね。子供たちがそこで親から虐待されているようだ、いじめられているようだといったときに、児童相談所、児童福祉施設に連れていく。親は、そんなことはないといつて引き離そうとする。そういうときに、児童委員がどれぐらいの権限を持つのか。そしてまた、痛ましい事件として最近ありましたのは、せっかく児童福祉施設に入っていた子供たちを、無理やり親が、いや、もううちで面倒を見ると、いつて引き離して連れて帰つて、そして結局いじめて死に至らしめた。こういうようなときに、児童委員、主任児童委員がどれぐらいの力を持つて介入、強制できるのかということについて、これは三点目で、以上三つの点について、主任児童委員制度そして児童委員の問題についてお伺いしたいと思っております。お願いします。

○鶴下議員　お答え申し上げます。まず、第一番目と二番目の御質問につきまして、お答えを申し上げたいというふうに思います。

委員おっしゃるよう、確かに、乳児の問題、児童の問題、学童の問題、そして中高生の問題と、いうのは、さまざま、それぞれバックグラウンドも違うと、いうこともございますけれども、非行そのものというのは、ある意味で、家庭内の問題であつたり、友人関係、さらにはその地域の問題等が複合的に折り重なつて起こつてくる問題であります。ですから、そういう意味で、子供のときの問題とそれではその後の問題が切り離せるかといふと、連続的な部分もござりますのでなかなかが難しい。さらにまた、例えば、児童委員がお母さんのことを行つて、そして、青少年委員もしくは非行を担当するような方がさらに行つてといふのでも、幾重にも家庭の中に入つていくというのはなかなか難しいという現実的なこともございまして、児童委員があらゆる意味で総合的に判断をして対応していく、こういうようなことがふさわしいんではないか、こういうふうに考えているわけであります。

は、地域で、言つてみれば第一線で活躍をしていただいている民生児童委員の皆さんに、さらに児童委員としての知識を深めていただいてと、こういうようなことも今回の改正の大きな意味でござりますので、そういう意味で、少年問題をあらゆる面から児童委員に把握して対応してもらいたいということが今回の法律の趣旨の一つでござります。

それから、もう一点につきまして、主任児童委員が、これは委員がお話しになつたように、まだ設置されてから六年の歴史の浅い制度でござりますので、そういう中で、主任児童委員といわゆる地域にいらっしゃる民生児童委員の皆さんとの間の役割分担といいますか、こういうようなことがなかなか難しい部分があります。

確かに、古くから民生児童委員をやつていらつしやる方にとつてみると、主任という名前がついた人が入ってきて、自分たちより上位にあるんじゃないかというようなことをある意味で思われれる方もいらしたようでありますし、さらに今度は、新しく主任児童委員として入つていらした方にとってみると、今まで古くからやつていらつしやる方に對して非常に遠慮があつたりしてと、うので、なかなか連携がうまくいかなかつたというのは、さまざまなどころから聞かれるわけですね。

ですから、そういう意味で、今回の法律で、でるべき主任児童委員の立場と児童委員の役割分担を明確にして、より主任児童委員については、さらに全体的な調整、そして連絡、こういうようなものがしやすいようにしていこうじゃないかというのが今回の改正でございますので、そういう意味で御理解をいただきたいというふうに思いました。

さらに、主任児童委員の適性について、さて、若くて余りそういう児童のことを知らない人が入つてきてるんじないかというような声があるという御指摘ですけれども、できるだけ専門的な知識や経験があるような方を選任する、こうい

うようないにぎがけてあります。具体的には、

ますと、例えば、児童福祉施設だと何かに勧誘した経験のある人とか学校の先生の経験がある

こういうことで、今回の改正案におきましては、児童委員の職務といたしまして「児童の健や

人、もしくは保健婦、助産婦、看護婦さん、保育士等の資格を有する方、さらに、地域の中で子供会の活動だとか少年のスポーツ活動だとか、こういうようなことについてある意味で豊富な経験の

かな育成に關する氣運の醸成に努める」といううな規定を追加したところでもあり、また、今輔下委員から御答弁ございましたよな主任児童栄養委を法定化するということもいたしました。

育園で事故に遭い、事件に巻き込まれて亡くなつたということがいっぱい相次いでいる中でたつた一件というのは、これまでに検査の手が入つてからやつと調べるようになつたのが、それにしてから何物すごくお粗末だったなという気がしております。これが保育施設の問題のもう一点です。

いとその資格が得られないというように改めるべきではないかと思うのですけれども、いかがで
しょう。

以上、三点でござります。

○根本議員 松島みどり委員、認可外保育施設について常に非常に勉強されておられまして、私も、よく実態も把握されておられると感心をして
いるわけであります。

実は、認可外保育施設の問題、私も、松島みど

員としての働き等は強化される、こうしたうえで、委員の権限をどう考えるかということになりますけれども、子供を虐待から救うについて児童委員の権限をどう考へるかということでござります。

うにと思つております。
保育施設の問題でござります。

こつていてるか、情報を早く把握すること。それから、虐待防止のために一般の住民の方に必要な情報提供したり、身近な相談者として相談に乗ったり、聞き役になつたり、支え役になつたりする。そして、児童相談所などの関係機関と連携しながら地域全体で問題を解決していく、こういう考え方なのでございます。

実には、基準を満たさないで認可してあるから、補助金も出ない、そして施設の充実が図られないと、いう悪循環が起きている部分もあると思います。

整備されたことは御承知のとおりでございまして、そういう意味では、児童虐待の早期発見、早期対応が図られているところであります。そのときにも当委員会いろいろ議論がございましたように、親権のある方等のいわゆる私権と、それから公がどこまで虐待という切り口を通じて入っていいけるかという難しい問題がござります。いろいろ議論をいたしましたけれども、今の考え方は、やはり社会全体として、児童虐待をみんなで防止していくという機運を高めていかないと、神学論争だけではこれは解決できま

このあたりを、認可外の中で優秀な善良などと
ろについてはしっかりと、前もって事前に、事前
というか、まだ認可外のうちでもいろいろな支援
をして、レベルをアップして、認可施設にすると
いうようなことが必要かと思うのですけれどもじ
うお考えでしようかという点。
あと二つ、先に申し上げてします。
これまで認可外の保育施設で閉鎖命令が出たや
が、驚くことに今まで一件だけ、スマイルマム士
和ルームですか、この一件しかないと聞いておま
ります。今まで、いろいろな新聞などで、子供が仰
ます。

同時に、卒業イコール資格を与えられています。一方で、こういう学校に学ばないけれども試験受けるという、その場合に、たまたま同じ数字なんですけれども、三万二千人が受験して三千人しか通っていない。十倍の厳しい門戸なんですね。ペーパー試験だけじゃないと思いますけど、試験についてはいろいろ方法を考えると、て、やはり学校を卒業しただけで与えるというは、ひょつとして甘いんじゃないかな。看護師さんとか、それからもちろん医師、薬剤師、歯科師のように、学校を卒業しても国家試験を受け

で施設の改善に必要な助成措置を講ずるとかそれから認可外施設の間に保育士さんに行つてもらつて、内容のレベルアップを図つてもらう、こういう認可保育所へ誘導するような支援事業、これらも来年度予算で講じておりますので、基本的にできるだけ認可保育所でやつていただきようとして誘導する、これが私は基本だと思います。

それからもう一つは、認可外保育所になぜ国が補助できないか。これは、今の認可保育所の基準が、保育に欠ける児童を受け入れるための最低の基準、つまり、この基準を満たしてくださいね、

第一類第七号 厚生労働委員会議録第五号 平成十三年十月三十日